



長野県報

11月21日(木)
令和元年
(2019年)
第58号

目次

規則

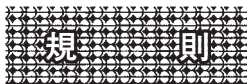
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(こども・家庭課) 1

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) 2
公共測量の実施(2件)(建設政策課) 2
宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定(建築住宅課) 2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 3

公告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 3
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課家畜防疫対策室) 4
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) 4
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 4
建築基準法に基づく道路の位置の指定(5件)(建築住宅課) 4
運転免許証更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課) 6
高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課) 6



児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年11月21日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第22号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第4号中「イからクまで」を「次」に改め、同号のア中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。」又は準耐火建築物(「に、「(同号のロ)を「をいい、同号のロ」に改め、「除く。)」の

次に「(乳児室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加える。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成27年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2号から第8号まで」を「次」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

こども・家庭課